

# 家庭生活と仕事を両立できる職場づくりを!

11月10日(木)山形市「オーヌマホテル」において、子育て中の従業員が、家庭生活と仕事を両立させながら仕事を続けられる職場環境を整備することにより、仕事に対する意欲や責任感を増大させ、県内中小企業等の生産性の向上や経営改善を図ることを目的に山形県中小企業次世代育成支援対策推進協議会が設立された。

はじめに、山形大学人文学部専任講師首藤若菜氏より、「女性と労働－山形における現状と課題－」と題して講演があった。現在の男女間の賃金格差は、女性に教育訓練機会を与えないため生まれたもので、山形県の場合は、就労率が高く結婚や出産をしても働き続ける人が多いので、もっと教育訓練の機会を与えて良いのではないかと語った。また、トヨタ自動車の事例を挙げ、若年労働者の採用が少なくなるのを見越して、今までの生産ラインを整備し女性でも働くようにした結果、半数が女性になったと説明した。引き続き、中小企業事業主からみた現状と課題について発表があり、営業、デザインや建設作業現場等への女性の進出が目立ってきていたとの発言があった。その後、協議会の会則、愛称、事業計画等について説明があり原案通り承認され、愛称を「がんばる人材活用推進協議会」とした。



## ～工業統計調査に御協力ください～

我が国の製造業の実態を把握するために、毎年12月31日現在で工業統計調査を実施しております。

本調査の結果は、国や地方公共団体の行政施策の基礎資料、企業や大学の研究資料等として広く利用されています。対象となる事業所には調査員が訪問いたしますので、調査へのご協力を願いいたします。

なお、調査票に記入していただいた内容につきましては、統計法に基づき秘密が厳守されます。

調査日 平成17年12月31日現在

調査対象 主として製造業を営む事業所

従業者数30人以上の事業所 甲調査

従業員数29人以下の事業所 乙調査

調査方法 調査員調査

(調査員が調査表を配布し、回収いたします)

## 山形県最低賃金の改正のお知らせ

あっ そうだった!  
今年の最賃いくらかな?

使用者は、労働者に対してこの最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

1時間 610円 (現行607円)

平成17年10月1日から適用されています。

### ○産業別最低賃金

	改正最低賃金額	現行最低賃金額	引上げ額	引上げ率
一般産業用機械・装置等製造業	1時間 709円	1時間 704円	5円	0.71%
電気機械器具等製造業	1時間 694円	1時間 691円	3円	0.43%
自動車・同附属品製造業	1時間 710円	1時間 707円	3円	0.42%
自動車整備業	1時間 712円	1時間 709円	3円	0.42%

平成17年12月25日から適用されます。

### 【お問い合わせ】

〒990-8567 山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎4階

山形労働局 労働基準部賃金室

TEL.023-624-8224 FAX.023-624-8345

<http://www.yamagata-rodo.go.jp/>